

高齢者の 保健・福祉・介護サービスが 変わりました

元気な高齢者が要介護状態にならないために、また、支援が必要になっても生活機能の低下や重度化を防ぎ、地域で自立した生活が送れるよう、4月1日から新しい「介護予防サービス」が始まりました。今回は、そのサービスの概要について紹介します。

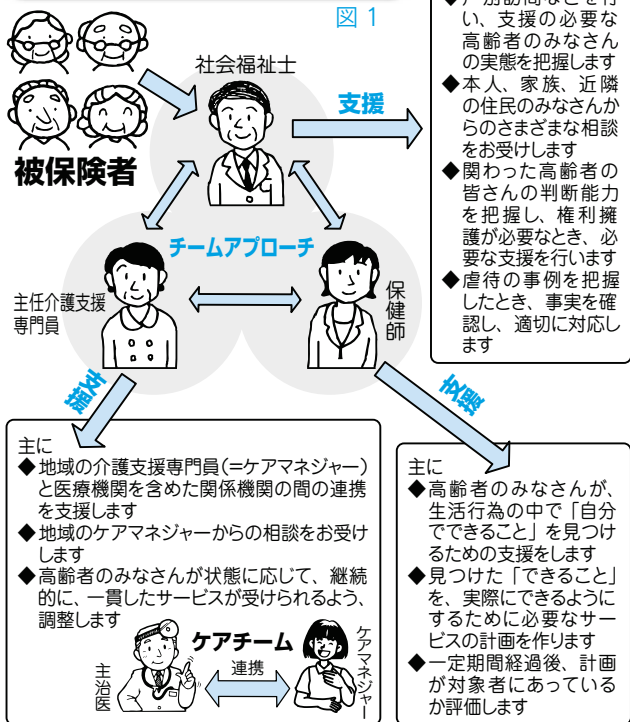
地域包括支援センターがオープン

4月1日から、市内を3つの地域に分け、それぞれの地域に『地域包括支援センター』を設置しました。

このセンターは、おおむね65歳以上で寝たきりや体の弱い人をはじめ認知症などのために介護が必要な人、またはその人を介護している人を対象に、住み慣れた地域で安心して生活ができるように支援するためのセンターです。(図1参照)

地域包括支援センターの概要

図1



主な業務内容

▽在宅介護についての総合的な相談、地域による高齢者見守りネットワークづくりの支援
▽高齢者虐待の防止や権利擁護の支援
▽さまざまな保健・福祉サービスの情報提供
▽担当区域の高齢者の実態把握
▽介護予防の必要な虚弱高齢者に対するケアマネジメントなど

開所時間 平日の午前8時30分～午後5時

利用方法 各担当地域のセンターにおたずねください。

利用料 無料

とろ 下記参照



鳥取中央地域包括支援センター
担当地域 鳥取・国府・福部地域
ところ 富安二丁目(市役所駅南庁舎内) TEL (0857)20-3456



鳥取南地域包括支援センター
担当地域 河原・用瀬・佐治地域
ところ 用瀬町別府(用瀬地区保健センター内) TEL (0858)76-2351



鳥取西地域包括支援センター
担当地域 気高・鹿野・青谷地域
ところ 気高町浜村(気高地区保健センター内) TEL (0857)82-6571